

発議案第3号

天理市議会委員会条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成31年3月18日提出

天理市議会議員	飯田和男
〃	内田智之
〃	市本貴志
〃	中西一喜
〃	石津雅恵
〃	鳥山淳一

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の3ただし書を削る。

第11条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙される天理市議会議員の任期が始まる日から施行する。